

佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱（令和元年佐市地政第338号） 新旧対照表

現行	改正後
<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 (補助対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定期券(特急定期券(鉄道事業者が発行する、特急列車の利用料金を含めた定期乗車券をいう。次条第1号において同じ。))又は高速バス定期券(高速バス路線運航事業者が発行する定期乗車券をいう。同条第2号において同じ。))をいう。以下同じ。)を利用し、市外に通勤していること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、次の各号によって得た額のいずれかとし、月額15,000円を上限とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(1) 特急列車で通勤する者にあつては、補助対象区間に係る特急定期券の購入額のうち特急列車の利用料金に相当する額(以下この号において「特急料金相当額」という。)。ただし、特急料金相当額に</p>	<p>○佐賀市定住促進通勤定期券購入費補助金交付要綱 (補助対象)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 定期券(特急定期券(鉄道事業者が発行する、特急列車の利用料金を含めた定期乗車券をいう。次条において同じ。))又は高速バス定期券(高速バス路線運航事業者が発行する定期乗車券をいう。)をいう。以下同じ。)を利用し、市外に通勤していること。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第3条 補助金の額は、月額10,000円(特急定期券を利用して通勤する場合であつて、特急利用区間が佐賀駅から鳥栖駅まで、佐賀駅から新鳥栖駅又は佐賀駅から肥前山口駅までのいずれかの区間であるときは月額6,000円)とする。</p>

対し、通勤手当及びこれに類するもの（以下この条において「通勤手当等」という。）が雇用主から支給されているときは、特急料金相当額から通勤手当等の額を控除した額

(2) 高速バスで通勤している者に対しては、高速バス定期券の購入額から通勤手当等の額を控除した額

（補助金の交付申請）

第4条 略

2 略

3 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、継続申請（前年度この要綱に係る補助金を受給している者が、引き続き現年度においてこの要綱に係る補助金の申請を行うことをいう。）の場合に対しては、第1号及び第2号の書類は、添付を要しない。

(1)～(4) 略

(5) 就労及び通勤手当等支給額証明書

(6) 略

(追加)

（補助金の交付申請）

第4条 略

2 略

3 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、継続申請（前年度この要綱に係る補助金を受給している者が、引き続き現年度においてこの要綱に係る補助金の申請を行うことをいう。）の場合に対しては、第1号及び第2号の書類は、添付を要しない。

(1)～(4) 略

(5) 就労証明書（様式第2号）

(6) 略

（調査等）

第11条 市長は、この要綱に基づく補助金の交付及びこの要綱に基づく補助金の効果の検証のため必要な調査を実施することができる。

2 市長は、前項の調査のため必要があると認めるときは、補助対象者（補助事業が終了して3年を経過しない者を含む。）に対して、必要な

(補則)
第11条 略
附 則

(失効)

3 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱に係る補助金について規則第4条の規定に基づく交付決定を受けた者については、初回申請月から36月を経過するまでの間この要綱の規定はなおその効力を有する。

様式第1号(第4条関係)

略

様式第2号(第4条関係)

略

様式第4号(第7条関係)

略

様式第5号(第7条関係)

略

様式第6号(第8条関係)

略

様式第7号(第9条関係)

略

書類の提出を求めることができる。

(補則)
第12条 略
附 則

(失効)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱に係る補助金について規則第4条の規定に基づく交付決定を受けた者については、初回申請月から36月を経過するまでの間この要綱の規定はなおその効力を有する。

様式第1号(第4条関係)

※ 改め文参照

様式第2号(第4条関係)

※ 改め文参照

様式第4号(第7条関係)

※ 改め文参照

様式第5号(第7条関係)

※ 改め文参照

様式第6号(第8条関係)

※ 改め文参照

様式第7号(第9条関係)

※ 改め文参照

様式第8号（第10条関係）

略

様式第8号（第10条関係）

※ 改め文参照